

第2回団体交渉開催！

—賃金改善要求—

- 1、2024年4月1日現在の社員の賃金について、社員一律16,000円を引き上げられたい。
- 2、1に加え、55歳以降の社員の賃金について、一律80,000円、嘱託再雇用社員については、120,000円を加算されたい。

—夏季手当要求—

- 1、2024年6月1日現在における基準内賃金の3.5ヵ月分を6月28日までに支給されたい。
- 2、55歳以上の社員及び、嘱託再雇用社員については、所定支給月数に一律100,000円を加算されたい。
- 3、嘱託再雇用社員については、基準額に社員と同様の支給月数を乗じた額とされたい。なお、就業年数による区分の撤廃をされたい。
- 4、期末手当Bの対象月数については社員からの継続雇用を考慮し、嘱託再雇用社員としての在籍月数に関係なく6ヵ月とされたい。
- 5、回答については、2024年度賃上げ要求の回答時に行われたい。

—主な組合の主張—

- ・新人事賃金制度による基本給改訂と我々の要求するベアは別である事を強く要求する。
- ・夏季手当について、2.3ヵ月の実力というが、人件費を積極的に上げ社員に魅力ある会社と見せるべき。3.5ヵ月要求も決して無理な数字ではない。
- ・嘱託再雇用社員も重要な働き手となる。支給割合を無くすべきし、社員と同等の支払い月数とすべき。
- ・賃上げ促進税制により、法人税が大幅に控除される。

—会社側の現時点の考え方—

- ・前回の協議から、現状で変わる考え方は無いがしっかり検討はしていく。
- ・4月からの、新人事賃金制度による基本給改訂は、これまでの考え方と同様でベースアップであることは間違いない。
- ・嘱託再雇用社員の支給割合については、制度としてあるもので変える考えはない。

我々は16,000円の純ベア、夏季手当3.5ヵ月分、嘱託再雇用社員の一時金と支給月数、就業年数による区分撤廃に徹底的にこだわります！！